

**令和8年度 教育旅行推進強化事業**  
**学校に対する事前・事後学習支援**  
**「アドバイザーオンライン派遣」における派遣要綱**

**第1条 目的**

この要綱は、沖縄への修学旅行を実施する学校など（以下「学校」という。）に対し、修学旅行の事前または事後における学習活動（以下「事前・事後学習」という。）に必要な知識やノウハウを有する人材（以下「アドバイザー」という。）をオンライン派遣し支援することにより学習効果を高めることで、学校の満足度を向上させ本県への修学旅行の継続実施に繋げることを目的とする。

なお、本事業は、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という）に委託し実施するものである。

**第2条 実施期間**

- 1 アドバイザー派遣を実施する期間は、令和8年7月1日（水）から令和9年2月26日（金）までとする。但し、事業予算の状況に応じて、対象期間内であっても受付を終了する場合がある。
- 2 対象期間中に受付を終了する場合の取扱いについては、次のとおりとする。
  - （1）原則として、申請のあった派遣に係る費用総額が、予算を超過した日を受付終了日とし、受付終了日以降に提出された申請は受け付けない。
  - （2）有効な申請は、派遣実施日の45日前までに第6条に記載の「全ての提出書類が不備なくOCVBへ提出されたもの」とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請又は問い合わせ中の申請については、一切を受け付けない。

**第3条 対象**

アドバイザー派遣の対象となる学校は、次のとおりとする。

- （1）**令和7年4月1日から令和10年3月31日に**沖縄修学旅行を実施した、または実施予定の学校であり、且つ第2条で定められている日程内にて事前・事後学習を行う学校。
- （2）その他本事業の目的に反しないものであって、OCVBが適当と認める団体。

**第4条 条件等**

- 1 派遣方法について、オンラインによる派遣を前提とし実施する。なお、学校側が旅費を負担する場合はその限りではない。
- 2 派遣時における修学旅行の事前・事後学習活動に要する時間を、原則として1単位（1コマ）45分以上確保できることとし、推奨は2単位（2コマ）90分以上とする。
- 3 派遣回数は、原則として1学校につき事前・事後学習どちらか1回までとする。

- 4 交通費負担訪問派遣（アドバイザーが学校を直接訪問する場合）、学習会を円滑に進めるため、申請者は原則として学校の最寄り駅または最寄りバス停から学校間の移動において、アドバイザーの送迎を行うものとする。
- 5 オンラインツールのアカウントは、原則学校側がホストとして準備することとし、選定  
アドバイザーと方法や、事前の接続確認等の調整を行い、派遣日をむかえるものとする。
- 6 講話希望日は学校行事（イベント）はもちろん学校行事（イベント）予備日から外すこととする。
- 7 同日の派遣は3校までとする。

## 第5条 費用の負担及び支払

- 1 アドバイザー派遣に係る費用については、「令和8年度 教育旅行推進強化事業 学校に対する事前・事後学習支援「アドバイザーオンライン派遣」におけるアドバイザーの謝金等に関する要綱」に定める。
- 2 アドバイザーの派遣に要する費用のうち、アドバイザーに対する謝金はOCVBが負担する。なお、「交通費負担訪問派遣」を行う場合は、旅費の負担および手配等は申請者の負担とする。また、対面による派遣に関する責任については、OCVBは一切負わないものとする。
- 3 OCVBが支払うべき費用については、アドバイザーからの報告書（様式第7号）及び請求書（様式第8号）、証憑書類の提出を以て支払うものとする。
- 4 会場費や消耗品費等の費用を要するときは、申請者が負担するものとし、申請者が支払うべき費用については、OCVBは関与しないものとする。

## 第6条 申請方法

アドバイザーの派遣を受けようとする学校は、募集期間内且つ派遣を必要とする日から起算して45日程度前までにおきなわ修学旅行ナビ  
(<https://education.okinawastory.jp/>)より申請を行い、アドバイザー派遣申請書（様式第1号・要押印）、講話内容シート（様式第2号）、修学旅行本隊の行程表（予定も可）をOCVBへ提出すること。

## 第7条 講話内容

- 1 講話内容は以下の項目から選択し、講話内容シート（様式第2号）へ詳細を記入の上OCVBへ提出すること。
  - （1）沖縄全般
  - （2）平和学習

- (3) 歴史・文化
- (4) 自然・環境
- (5) その他

※基本的にオンライン派遣になるので講話形式の相互交流の学習とする。それ以外の形式はマッチング可能かOCVBに必ず相談をすること。

- 2 派遣するアドバイザーは、申請者より提出された講話内容シート（様式第2号）に基づき、原則としてOCVBが選定するが、指名等の要望は受け付ける。
- 3 選定されたアドバイザーと学校担当者双方にて講話内容の組み立て及び調整を行う。

## 第8条 派遣支援の決定

OCVBは、第6条の規定による申請内容について、支援決定の内容に適合すると認めた場合、アドバイザー派遣等通知書（様式第3号）により、メールにて学校担当者へ通知するものとする。なお、原本の郵送を希望する場合は、OCVBに連絡するものとする。

## 第9条 実施報告書の提出

- 1 アドバイザー派遣を実施した学校は、実施後14日以内に、アドバイザー派遣実施報告書及びアンケート（様式第6号）をOCVBへ提出する。又は、WEBページ上にある報告書及びアンケートの入力を行うものとする。
- 2 実施報告書の提出や入力が遅れる場合は速やかにOCVBへ報告し、提出期限の再調整を行う。

## 第10条 派遣の解除

天変地異やその他、申請者又はアドバイザーいずれも帰することができない事由によって派遣業務の全部または一部が履行不可能となった場合、業務の遂行義務は失効する。また、申請者及びアドバイザーは、次の各号のいずれかに該当するときは、この派遣業務の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 申請者又はアドバイザーが本要綱に違反し、事業の目的を達成することができない恐れがあるとき。
- (2) 申請者又はアドバイザーが正当な事由によって、この派遣の解除を申し出たとき。

なお、(2)にあたる場合、アドバイザー派遣 変更・中止承認申請書（様式第5号）を速やかにOCVBへ提出すること。

## 第11条 派遣支援決定の取消等

- 1 OCVBは、次に掲げる事由に該当すると認めた場合には、第8条に規定する派遣支援の決定の全部または一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 申請者及びアドバイザーが本事業の利用にあたり、不正、怠慢、虚偽その他不適

当な行為を行った場合。

(2) 申請者が、申請書及び報告書等の提出期限に遅延が発生する等、本要綱の規定に違反したとき。

- 2 上記に該当する場合、既にアドバイザーに支払った謝礼金及び旅費の全部または一部の返還を請求できるものとする。

#### **第12条 損害賠償**

申請者及びアドバイザーはその責めに帰すべき事由により、派遣業務の実施に際し、相手方あるいは第三者に損害を与えた場合は、これを賠償するものとする。

#### **第13条 その他**

この要綱に定めない事項については、沖縄県とOCVBが協議の上定める。

**附則** この要綱は、令和8年4月1日から施行する。